

共済の財務健全性の確保のための経済価値に基づく視点と共済経営の変化

1. はじめに

我が国の保障事業における共済の存在は大きく、その事業規模に鑑みると共済は民間保険会社の競合者であるといえる。組合員に安心をお届けすることを使命としている共済の財務健全性が民間保険会社より劣るようなことがあってはならない。共済がその独自性を発揮し民間保険会社と切磋琢磨していくことが我が国の保障事業の発展につながると同時に、共済が破綻した場合には民間保険会社が破綻した場合と同様の影響を消費者と社会に与えることを考慮しなくてはならない。特に、多くの共済契約および再共済を引受けている大規模共済・共済連（以下、単に「共済連」という）は、共済事業全体の信頼性を確保する役割を担っているといえる。共済連が破綻したら組合員および社会に与える影響が大きいため、民間保険会社と同様の規制が必要であると考えられている。

本稿では共済連の財務健全性の現状と課題を明らかにする。特に、2025年に民間保険会社への導入が予定されている経済価値ベースのソルベンシー評価基準が、共済連にも適用された場合に経営に及ぼす影響について検討する。なお、本稿では、規模の大きい農業協同組合共済（以下、「農業協同組合」を「農協」と、「農業協同組合共済」を「JA 共済」と、それぞれいう）と消費生活協同組合共済（以下、「消費生活協同組合」を「生協」と、「消費生活協同組合共済」を「生協共済」と、それぞれいう）の共済連に焦点を当てて論じる。

これ以降の構成は次のとおりである。まず、我が国の保障事業における共済の事業規模および事業概況を俯瞰する。続いて、財務健全性を確保するための法規制、特に代表的な指標である支払余力比率について詳述したうえで、共済連の支払余力比率の水準を評価し、共済連の特性と財務健全性の関係を明らかにする。そのうえで、日本を含む先進諸国すべてで議論となっている支払余力比率の問題点とそれらを解決する手法である経済価値ベースのソルベンシー評価に関し論述する。それらを受けて、経済価値ベースの評価に移行することによって生じると考えられる共済事業の変革と共済経営に及ぼす影響について検討する。

2. 共済の事業規模

（1）共済の事業規模

共済とは、地域、職業、職場でつながる特定の者を対象とする生命保険・損害保険に類

似した保障ないし補償事業である。共済は、法律の根拠のある共済¹、または地方自治体内、企業内、労働組合内、学校内、地縁団体内、もしくは千人以下の者を相手方として行うものに分類される。

「共済年鑑」²によると、共済を実施している団体の数は 6,171 である。これら共済の事業規模を合計すると契約件数が 1 億 3 千万件、共済金額が 957 兆円となっている。共済は生命共済、損害共済を兼営している団体もあるため単純に比較できないが、民間生命保険業界の個人保険の契約件数および保有保険金額 1 億 9 千万件、792 兆円に匹敵する事業規模である。すなわち、我が国の民間による生活保障事業は民間保険会社と共済によって構成されているといえる。その意味では、共済は民間保険会社を補完するものではなく、競合相手であるといえる³。一方で、共済団体数 6,171 は民間保険会社の 73 社⁴を大きく上回っている。このことは小規模の共済団体が多数存在していることを伺わせる。

(表 1) は、共済の事業規模を根拠法により分類される団体ごとに示したものである。4 つの協同組合法に基づく共済団体が 3,405 と約半数を占めているが、協同組合法以外の根拠法による共済団体も 3,766 ある。それぞれの分類でみても数多く小規模な共済団体によって運営されていることがわかる。一方で、組合員数、契約件数、共済金額、総資産のいずれをみても、そのほとんどを JA 共済と生協共済で占めていることがわかる。

また、農協では 662 組合⁵が共済事業を行っているが、保険者としての機能は JA 共済連に集約されているので実質 1 団体である。これに対し、生協共済は 6 の共済連と地域生協共済 (1 組合)、労働組合生協共済 (4 組合)、職域生協共済 (8 組合) の 19 の組合が共済契約を引き受けている。このことは、生協共済は農協共済と異なり、比較的規模の小さな組織も保障を引き受けていることを意味する。

¹ 主な共済の根拠法は、農業協同組合法、水産業協同組合法、生活協同組合法、および中小企業等協同組合法があげられる。この他に共済の根拠となる特別法として、農業災害補償法、漁業災害補償法、小規模企業共済法、中小企業倒産防止共済法、中小企業退職金共済法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法がある。

² 本統計は各種協同組合法に基づき共済事業を実施している協同組合の共済団体、および協同組合法以外の法律に基づき法人格を有し各所管省庁の認可を得て共済事業を実施している団体のうち、38 の団体から協力を得て作成しているものである。したがって、国が関与して出資または運営費などの国庫負担を受けている共済、および保険業法により保険業の免許等が不要とされている共済の実績は含まない。

また、2021 年度とは、各団体の 2021 年 9 月から 2022 年 8 月までに年度末を迎える事業年度を意味している。以下、本稿において参照する共済団体、保険会社の数値は特に断りのない限り 2021 年度の値であり、「共済年鑑 2023 年版 (2021 年度事業概況)」「インシュアランス統計号令和 4 年版」の他は個別団体・個別会社が公表している「2021 年度決算の現状」(ディスクローズ誌)によった。

³ 江澤 (2009)

⁴ 2021 年度末 (2022 年 3 月末) における民間生命保険会社 (かんぽ生命を含む) は 42 社であり、国内向けの営業を行っている損害保険会社 (再保険専門会社 2 社を除く) は 31 社である。

⁵ このうち、JA は 574 で、その他は県信連、県経済連、県厚生連等である。

(表1) 共済の事業概況						
	農協共済	漁協共済	生協共済	中小企業共済	その他の共済	合計
会員組合数	662	950	578	215	3,766	6,171
組合員数	1,042	27	6,464	265	194	7,992
契約件数	5,003	53	7,655	262	567	13,543
共済金額	2,872,522	44,561	4,977,037	73,857	1,608,042	9,576,020
受入共済掛金	50,296	483	16,503	823	650	68,757
支払共済金	38,085	464	8,754	439	409	48,154
総資産	581,927	4,513	82,226	2,974	764	672,404
(単位) 会員組合数；団体、組合員数：万人・保有契約件数；万件、その他；億円						
(出典) 「共済年鑑2023年版」をもとに筆者作成						

(2) 共済連の事業からみた特徴

前述のとおり、共済全体で引受けている保障額は、民間生命保険業界を上回っている。共済連の事業規模を個々に見ても大手民間保険会社に比肩する。(表2)は事業規模の大きい3つの共済連を日本生命のものと比較し、指数化したものである。

JA 共済連は総資産以外のすべての項目で日本最大の民間生命保険会社である日本生命を上回っている。また、こくみん共済 coop と全国生協連については、契約件数は日本生命の8~9割水準で共済金額では1.30~1.50倍となっており、民間保険会社最大手と契約規模では肩を並べている。次に、受入共済掛金、支払共済金⁶および総資産をみると、JA 共済連は日本生命と比較して受入共済掛金は同水準なのに対し支払共済金は2倍を超えている。一方、総資産は4分の3程度となっている。また、こくみん共済 coop と全国生協連の受入共済掛金は日本生命の10%強、総資産は数%と大きく下回っているが、支払共済金は20%水準となっている。

(表2) 大規模共済連の事業規模（日本生命を1とした場合の指数）				
	JA共済連	こくみん共済coop	全国生協連	
契約件数	1.44	0.80	0.89	
共済金額	1.87	1.49	1.30	
受入共済掛金	1.17	0.13	0.16	
支払共済金	2.45	0.20	0.24	
総資産	0.76	0.05	0.01	

(出典) 「共済年鑑 2023 年版」「インシュアランス生命保険統計号令和 4 年版」をもとに筆者作成

⁶ 日本生命の支払共済金は、満期保険金、年金を除外している。

共済連と民間生命保険会社との最大の違いは、共済は生命共済と損害共済の両方を取り扱っているが民間保険会社では生命保険と損害保険の兼業を禁じられていることにある。また、日本生命は企業年金業務を広く扱っていることから、収入保険料と総資産が共済連に比べて多くなっている。そして、生協共済と日本生命を比べると共済金額に大きな差異がないのに受入共済掛金と総資産が大きく下回っている要因は、主に販売している保障の仕組みの違いにある。生協共済が提供している生命共済は短期で保障性の高いものがほとんどだが、民間保険会社が主力としている終身保険、終身医療等は長期で貯蓄機能を有した仕組みとなっている。このように民間保険会社と共済連の業務範囲が異なっていること、および共済の仕組みが民間保険会社の商品と異なるという事実は、健全性の維持・向上のための方策に差異が生じることを意味する。

3. 財務健全性確保に係る法規制

(1) 法規制における保険と共済の同質化

民間保険会社の業務運営に関しては保険業法が適用され、金融庁の監督下におかれている。保険業法は保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護を図ることを目的⁷としており、保険業を営む者に対して適用される法律である。これに対し、それぞれの協同組合法を根拠法としている共済に関しては、保険業法には適用除外規定が設けられている⁸。各協同組合法はそれぞれの協同組合組織すべてに対する法規整であり、協同組合はその行う事業によってその組合員のために最大の奉仕をすること⁹を規定している。このため、共済事業に係る条項は各協同組合法の法規律の一部を構成するという位置付けになっており、民間保険会社に対する法規整である保険業法とは法体系が異なっている。また、農水省、厚労省等それぞれの協同組合を管掌する官庁が共済業務の監督を行っている。

しかしながら、金融サービスに係る契約法の観点からみると、保険と共済は同一の私契約として規律されている。2010年に商法から独立して施行された保険法第2条は、「保険契約、共済契約その他のいかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対し当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む）を支払うことを約する契約をいう。」と規定している。すなわち、私契約の観点では、保険契約と共済契約の間に差異はないと理解される。

また、1996年に保険業法が改正され、民間保険会社に対して健全性の確保が強く求められるようになった。根拠法に基づく共済に対しても、2005年に農業協同組合法、2007年

⁷ 保険業法第1条

⁸ 保険業法第2条

⁹ 農業協同組合法第7条、生活協同組合法第9条等

に中小企業等協同組合法、2008年に水産業協同組合法、生活協同組合法がそれぞれ改正され、民間保険会社と同様の健全性確保が求められるようになった。一連の根拠法の改正により、保険・共済事業に対する健全性に係る監督規制は同質のものとなった。

その背景は次のようなものである。1996年に発表された日本版金融ビッグバン構想に基づき、保険事業に関しても規制緩和による事業の効率化と相互参入による競争が促進された。規制を緩和するにあたって、監督当局は民間保険会社に健全性の確保を強く求めるようになった。共済事業についても規制を緩和する前提として、消費者保護の観点から、健全性確保のための規制については保険とイコールフットイングとすることとなった。

（２）財務健全性の指標である支払余力比率の意義

1996年に改正された保険業法では、「規制緩和・自由化の促進」「公正な事業運営の確保」とともに「保険事業の健全性の維持」が柱となり、問題会社の早期発見、早期対応を目的に、監督当局が民間保険会社の経営危機を未然に防止するための指標としてソルベンシー・マージン基準(比率)が導入された¹⁰。ソルベンシー・マージンとは民間保険会社が保険契約者のための負債を超えて保有する支払余力のことである。ソルベンシー・マージン基準の算定方法は、1990年代初めに導入されたカナダの Minimum Continuing Capital and Surplus Requirements (MCCSR)、米国の Risk Based Capital (RBC)を参考に策定されたものであった。2005年改正の農業協同組合法をはじめとして各共済の根拠法でも、共済事業の健全性の確保を目的にして同様の規定を新設している。ただし、農業協同組合法等では、この指標の名称を支払余力比率としている。本稿では、混同を防ぐため以後民間保険会社に関しても支払余力比率という名称を用いる。

保険・共済は、一定程度の支払の増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」については、保険金を支払うために予め見込んで責任準備金（負債）として積み立てている。一方、大規模災害による保険金支払の急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の見込みを超えたリスク」に対しては「自己資本」と「資本性の高い準備金」で対応することになる。この金額を支払余力総額と称している。支払余力比率は、保険・共済が「通常の見込みを超えたリスク」に対してどの程度の支払余力を有しているかを測る指標である。つまり、百年、千年に一度くらい極めて稀な大災害、パンデミックや経済恐慌による甚大な損失に対して保険・共済組織が破たんしないで持続するための健全性を示す指標といえる。

支払余力比率は、保険・共済の財務の健全性を示す指標として代表的なものである。同比率は財務分析において健全性を測定する際に最も活用される自己資本比率の一種である。自己資本比率は保有資産に対する自己資本の割合を示すものであるのに対し、支払余力比

¹⁰ 植村（2009）

率は保有するリスク額に対する自己資本の割合を示す指標となっている点異なる。保険・共済が保有するリスク額はファクター方式という手法に基づき算定している。ファクター方式とは、保険リスク、資産運用リスク等、個別リスクをそれぞれのエクスポージャー額に定率の掛目であるファクターを乗じることで算出し、それらを合算する手法である。我が国では算定の基準になるファクターは監督当局が告示¹¹で定めている。世界各国の保障事業に係る法規制において支払余力比率は監督当局による早期是正措置の発動基準になっている。我が国の保険業法、協同組合法においても、支払余力比率は監督当局が行政指導や業務停止を含む行政命令を行う基準となっている。監督官庁が健全性に問題のある保険会社・共済に対し、早め早めの経営改善への取り組みを促すため、支払余力比率が 200%を下回ると早期是正措置命令を発動することとなっている。なお、リスクの合計額は単純な足し算ではない。大災害が発生すると金融市場が混乱するため、リスク間の相関関係を考慮して算出している。

（３）支払余力比率の比較

（表 3）は、3 共済連の支払余力比率を示したものである。比較のために日本生命と東京海上日動火災のものも記載した。

（表3）3共済連と日本生命、東京海上日動火災の支払余力比率（単位；％）				
JA共済連	こくみん共済coop	全国共済連	日本生命	東京海上日動
1357	2191	1030	1059	843
（出典）ディスクローズ誌をもとに筆者作成				
（注） 日本生命、東京海上日動火災保険は単体ベースの数値を記載した(以下同じ)				

共済連の支払余力比率を高い順に列記すると、こくみん共済 coop 2191%、JA 共済連 1357%、全国生協連 1030%といずれも高い水準にある。監督当局による早期警戒措置の発動水準が 200%であることに鑑みるとリスクに備える支払余力は十分であるといえる。また、民間保険会社最大手の日本生命、東京海上日動火災の 1059%、843%と同レベルかそれ以上の水準となっている。共済は生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社の支払余力比率と単純に比較できないが、絶対的な水準としては十分な値であるといえる。

（表 4）は支払余力比率の分母であるリスク相当額の内訳の比率を比較したものである。これらの数値は共済が引受けているリスクの特性を表している。保障に係るリスクである一般共済・保険リスク相当額は、こくみん共済 coop 38%、全国生協連 75%に対し、JA 共済連 10%、日本生命 6%、東京海上日動火災 16%と全く異質のリスク構造になっているこ

¹¹ 大蔵省告示第 50 号(平成 8 年 2 月 29 日)等

とがわかる。さらに、地震・台風などに備える巨大リスク相当額を加えると、多い順に列記すると全国生協連 97%、こくみん共済 coop 84%、JA 共済連 46%、東京海上日動火災 28%、日本生命 6%となっている。このことから 2 つの生協共済連が引き受けているリスクのほとんどは保障に係わるリスクであることがわかる。これに対し、日本生命は資産運用リスク相当額に予定利率リスク相当額を合わせると 98%、東京海上日動火災は 85%となっており、民間保険会社が保有しているリスクは大半が資産運用に係るものであることがわかる。そして、JA 共済連は生協共済連と民間保険会社の中間的なリスクの保有状況を示している。

(表4) 3共済連と日本生命、東京海上日動火災のリスク相当額の内訳 (単位；%)					
リスク相当額	JA共済連	こくみん共済coop	全国共済連	日本生命	東京海上日動
一般共済・保険リスク	10	38	75	6	16
巨大リスク	36	36	22	-	12
予定利率リスク	6	7	0	8	1
資産運用リスク	55	42	8	90	83
経営管理リスク	2	2	2	2	2
(出典) 各団体、各社のディスクロージャー誌をもとに筆者作成					
(注1) 一般共済・保険リスクには第三分野保険の保険リスクを含む					
(注2) 日本生命の予定利率リスクには最低保証リスクを含む					
(注3) 「0」は四捨五入の結果であり、「-」は当該項目に数値がないことを意味する					
(注4) リスク相当額は各リスクを合計しても100%にはならない					

保有するリスクにこのような差異が生まれる最大の理由は、提供している保障内容の違いによるものである。生協共済が提供する保障はシンプルで掛金は安く毎年更新するタイプが多い。一方、民間保険会社は終身保険のように長期にわたって保障しているタイプが多いため、保険料収入が多くそれに応じて多額の総資産を保有している。そして、収益性の向上のため多岐にわたった資産運用を実施し、その分資産運用に係るリスクも多額になっている。なお、JA 共済連のリスクの内訳が生協共済連と民間保険会社の中間的な状況になっているのは、共済期間が長期である建物更生共済と生命・医療共済の特性が民間保険会社のものに近いためである。

資産運用による収益拡大のために行われる運用手法の多様化と高度化は、資産運用リスクの増大と表裏一体の関係にある。日本生命と東京海上日動火災のリスクのほとんどが資産運用に係るものであるという事実は保険会社として奇異な印象があるが、それでもバブル経済崩壊を経て民間保険会社が株式や不動産投資を劇的に減らした後の状況であることに留意する必要がある。JA 共済連に関しては、民間保険会社と同様に多額の総資産を有し資産運用を実施しているが、共済と民間保険会社の資産運用に対する経営姿勢の差異が資

産運用リスクの多寡に反映されていると考える。

巨大災害リスクは地震および台風等による家屋家財の損害に対するリスクを計量したものであるが、JA 共済連 36%、こくみん共済 coop 36%、全国生協連 22%に対し、東京海上日動火災 12%と民間保険会社の方が低い。このことは、風水災および地震補償に関しては民間保険会社の方が共済連より広範囲に引き受けているのにリスク量に関しては逆の状況になっていることを意味している。共済連が政府地震再保険の加入していないため、民間保険会社に比べると十分なリスク移転ができていないことが主な要因であると考えられる。

4. 保険事業における健全性確保の規制の変化

(1) 支払余力比率の問題点

支払余力比率は民間保険会社の財務健全性の確保を目的にして1996年に新設されたが、導入当初から問題点が指摘されており当初から国民の信頼を獲得したわけではなかった。導入時期がバブル経済の崩壊時期と重なっており、導入直後から2000年にかけて中堅生命保険会社7社が相次いで破綻した。破綻した会社の破綻直前の支払余力比率はいずれも200%を超えており、民間保険会社の経営危機を未然に防止する機能を発揮したとは言い難かった。これに対して、金融庁は2007年に「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」という報告書を発表した。その内容は問題を解消するための短期的な措置と中期的な検討課題を提言するものであった。短期的な措置としては計算基準の厳格化を提言し、これに応じ2009年に資産運用リスクの算定基準等に関し大幅な厳格化を実施した¹²。

また、中期的な検討事項としては支払余力比率の「あるべき姿」として経済価値ベースの資本規制への変更を明確に打ち出すべきだという報告をおこなった。支払余力比率の算出基準に関する問題は、同報告書の発表当時には世界中で認識されていた。分母のリスク相当額をファクター方式により算定し分子の支払余力との比率を基準にする手法は1990年代の導入当初は保険事業の財務健全性を測る指標として画期的なものであったが、2000年代初めから国際会計基準策定の動きと連動して先進的な手法として経済価値ベースのソルベンシー評価の議論がEUを中心として進んでいった。同報告書でも分子の支払余力および分母のリスク相当額の算出方法に関してそれぞれ次のような問題点を指摘した。しかしながら、「あるべき姿」への変更に関する議論は2020年の「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書まで待つこととなった。

分子の支払余力算定の問題点については、保険会計をはじめとする法定会計基準そのものが支払余力算定の基礎とするには適さないというものである。2007年当時の法定会計では、保険金融業の資産項目は低価法で計上し、責任準備金をはじめとする負債項目は計

¹² 金融庁(2009)「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子(案)」

上時の算定基準で計上していた。その後国際会計基準の議論を反映し資産の評価方法は時価基準に変更されたが、保険・共済事業における最大の負債項目である責任準備金は標準責任準備金規制¹³に基づき契約時の計算基礎率で固定(ロックイン)され資産評価の変化に連動することはない。このため、資産と負債の差額である純資産額(≒支払余力)が金利の上下等の市場環境の変化を適切に評価できないこと、および責任準備金に保守性をどの程度含んでいるかが財務諸表および支払余力比率算定表からではわからないことが問題点として指摘されていた。

分母のリスク相当額の算定に関しては、算出方法であるファクター方式の問題点が指摘されている。リスク相当額算定の基準になるファクターは監督当局が告示で定めているが、これは保険会社・共済が保有するリスクの程度は全社・全組織同一であるという強い前提に基づくものである。ファクター方式の利点としては、会社・組織間の比較可能性が高いこと、および算定の容易性があげられる。しかし、保有するリスクは会社・組織ごとに固有の状況を有しており、中長期的なリスク構造を適切に反映することができないという問題がある。

(2) 経済価値ベースのソルベンシー評価

「経済価値ベース」とは、金融市場に含まれる情報と統合的な価値を基準にした会計上の評価基準である。すなわち、資産については市場価格または市場整合価格を用いて評価する。負債も同様の評価が求められているが、責任準備金は金融市場に上場されていないので市場価格という概念が存在しない。そこで、経済的な事由のみに基づいて取引をする場合に採用される原則、手法、パラメーターを用いて評価することとされた。詳細な評価手法については欧州基準、米国基準、国際基準が存在しており、我が国においても金融庁が民間保険会社に対して複数回のフィールドテストを実施し検討を進めたうえで、2022年に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」で独自の算定基準を示している。

経済価値ベースのソルベンシー評価は既に多くの国で始まっている。トップランナーは国際会計基準導入で先陣を切っている EU である。EU 域内で活動する保険会社・グループ会社は、2016 年からソルベンシー II¹⁴という名称の経済価値ベースのソルベンシー規制が既に義務付けられている。また、米国では National Association of Insurance Commissioners (NAIC、全米保険監督官協会)が、Group Capital Calculation (GCC)という名称で現行の RBC 規制の枠組みを大きく変えずにグループ会社向けの規制を策定しており、2022 年から適用することとなっている。そして、保険監督に関する国際的な協

¹³ 大蔵省告示第 48 号(平成 8 年 2 月 29 日)

¹⁴ ソルベンシー II は European Insurance and Occupational Pensions Authority (EIOPA、欧州保険・職域年金監督機構)によって策定された。EIOPA は EU 域内で活動する保険会社・グループ会社に対して EU 加盟国で統一した監督基準の策定を担う組織である。

調を図る組織である International Association of Insurance Supervisors（IAIS、保険監督者国際機構）では、大規模で国際的な保険会社・グループ（Internationally Active Insurance Groups, IAIGs）を対象とする国際的監督ルールを策定している。そのなかで、Risk-based Global Insurance Capital Standard（ICS、国際資本基準）では、IAIGs に対する資本要件を 2025 年から適用する予定としている。IAIS には日本の金融庁も参加しており、IAIGs には日本の保険会社が 4 社含まれている。IAIS の動きと協調するためにも日本における経済価値ベースのソルベンシー規制の実施は必須であり、ICS に合わせた 2025 年実施が「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」に明記されている。

日本における経済価値ベースのソルベンシー評価基準には、Economic Solvency Ratio (ESR) という名称が冠されている。ESR では、分子の支払余力は経済価値ベースの財務諸表をもとに算定し、分母のリスク相当額は会社固有のリスクを算定することとなっている。計算基礎は評価日時点の最良推計に基づくロックフリー方式で計算され、前提の変動を踏まえた分析を実施することでフォワードルッキングに保険会社の健全性を評価できる。すなわち、ESR は支払余力比率の問題点をほぼすべて解決したものであると考えられている。そして、契約者保護の観点や、保険会社のリスク管理の高度化の観点、消費者・市場関係者等への情報提供の観点からみて、保険会社・共済の経営の早期是正や比較可能性の確保等必要条件が満たされたものであると考えられている。

5. 保険・共済経営の変化

本章では、支払余力比率の算定基準が経済価値ベースの評価に移行することによって生じると考えられる保険・共済事業の変革について考察し、それらが共済経営に及ぼす影響について検討する。留意すべき最大のポイントは、経済価値ベースのソルベンシー評価への移行は単なる計算方式の変更ではないということである。経済価値ベースのソルベンシー評価への変更は、保険・共済の主たる商品・仕組み、および資産運用の変革を余儀なくする蓋然性が高い。さらには、大規模な保険会社・共済連は自国内のみの業務にとどまることはできず国際化へ向かわざるを得ないであろうということがあげられる。これらの変革に関しては、保険と共済の間に差異は存在しない。

まず、長期の商品・仕組みの変化について検討する。経済価値ベースのソルベンシー評価に基づきリスクを管理していくなかでは、資産運用リスク、特に金利リスク管理の重要度が増す。予定利率を設定する伝統的な保険・共済を今までと同様に販売し続けることは収益性、健全性の観点から疑問である。終身保険・終身共済や建物更生共済は長期にわたって保険金と保険料が変わることはない。このような保険・共済の仕組みは当然のものと受け止めてきたが、金利リスクをすべて会社・組織が負うことには限界がある。予定利率を設定しない利率変動型や変額タイプの比重を増やすことで、契約者も金利リスクを負う仕組みに移行していくことが金利リスクを減らすための重要な施策となる。アメリカ、イ

ギリスでは既に長期の仕組みでは予定利率を設定しないタイプが主流となっており、フランス、ドイツでも急速に移行しつつあると側聞する。

次に損害保険・損害共済の変革について考察する。前提として、日本国は損害保険・損害共済を営むには適さない国土であるという事実がある。我が国は狭隘で急流な河川を多くもつ島国で地震が多く、自然災害リスクが高い。巨大災害リスクの大きさは、自然災害損失の期待値に相当する純保険料率より経済価値ベースの所要資本額により大きな影響を与える。このことは、国内のみ事業を営む損害保険・損害共済のソルベンシー評価は諸外国に比べると相対的に低くなることを意味する。国内のメガ損保3社は、国内の損保事業より国内生保と海外損保事業への拡大に努めている。これは、日本固有のリスクの影響を薄めるための施策である。事業規模は十分に大きい海外進出をしていない共済連にとっても無関係ではない。第3章で確認したが、現行支払余力比率でも共済連の巨大災害リスクの割合は民間損害保険会社に比べると高い。経済価値ベースのソルベンシー評価に移行したら自然災害リスク相当額はさらに増加すると考えられる。このことから、自然災害リスクの管理は共済連の推進施策を含めた経営課題としての重要性が高まる。加えて、火災・家財共済の補償範囲や契約の地域分布に関し従来以上の留意が必要となる。特に、特定地域で業務を展開している共済は財務健全性の維持が困難になる可能性がある。そして、再共済によるリスクの海外移転はより重要になる。

最後に、リスク管理の高度化について述べる。「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書では、経済価値ベースのソルベンシー評価への検討にとどまらず、「3つの柱（第1の柱：ソルベンシー規制、第2の柱：内部管理と監督上の検証、第3の柱：情報開示）」に関する提言があった。民間保険会社は第1の柱で要求されるソルベンシー規制を満たせば良いというわけではなく、第1の柱で捉え切れないリスクを捕捉するために、第2の柱として内部管理におけるリスク管理の高度化を図ることが求められている。共済連においてもERMを中心とする内部管理態勢の確立¹⁵が必須のものとなると考える。

6. おわりに

本稿では、共済連の財務健全性の現状と課題を明らかにするとともに、経済価値ベースのソルベンシー評価基準が共済連の事業・経営に及ぼす影響について検討してきた。我が国の保障事業における共済の存在は大きく、その事業規模に鑑みると共済は民間保険の競合者であるといえる。同時に、共済連が破綻した場合には民間保険会社が破綻した場合と同様の影響を消費者と社会に与えることを考慮しなくてはならない。

支払余力比率は1996年に民間保険会社に導入された後、行政監督のもと同等の基準に

¹⁵ 大塚忠義(2021)で共済組織におけるERMの意義と必要性に関して検討している。

よる開示が進められ、2005 年以降順次協同組合法が改正されていった。その間共済連は根拠法に基づくことなく支払余力比率を算定しディスクローズしてきた。この期間は、共済連にとっては民間保険会社の対応を参考にする準備期間であったといえる。しかし、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しては 2025 年から世界中で適用が開始されることになっている。このため、一定規模以上の共済連にとっては根拠法の改正を待つといった時間的な余裕はないと考える。一方で、金融庁は 2010 年から経済価値ベースのソルベンシー規制の実施に向けた準備を行っており、民間保険会社の影響を調査するために現在までに 7 回のフィールドテストを実施している。民間保険会社は自社のフィールドテスト結果をもとに影響を測り対応を準備していると推測する。多くの共済連でも ESR の検討を進めていると側聞するが、監督当局の取り組み姿勢の差異は導入に係る定量的な影響の測定とその対応策の策定、および内部管理態勢の充実、特に人材育成とシステム開発の進捗に影響を及ぼすことを懸念する。

最後に経済価値ベースのソルベンシー評価基準の導入が共済経営に影響を及ぼす事項に対する共済連の対応について所感を述べる。長期の終身共済・医療共済や建物更生共済が予定利率を設定しない利率変動型や変額タイプに変更していくことに関しては、変革の速度と範囲にもよるが収益構造の変化にとどまらず加入者と販売者のマインドにも影響を与える。これらは報酬体系、推進組織への変革を余儀なくするものである。影響度合いの定量・定性的な分析および民間保険会社の動向と消費者の反応を注視しながら早めの経営判断を行っていくことが肝要であると考ええる。

火災・家財共済を取り扱っている共済連にとっては再共済によるリスクの海外移転は重要になると前述したが、この機会に共済組織の政府地震再保険への加入を強く働きかけるべきであると思料する。そのためには、根拠法の垣根を越えた共済連および監督官庁さらには消費者団体・関連学会を巻き込んだ活動を行うべきであると考ええる。共済が提供する地震補償が民間保険会社と同じ水準となったら、国民の地震補償普及へ多大な貢献を果たすことができると思料する。

ERM を中心とする内部管理態勢の確立には高度な知識・技術を持った職員の育成とリスク評価のための柔軟なシステムの開発が必須である。さらには、経営者はそれらのアウトプットに基づき的確な判断を下すことができる知識と経験が求められる。このことは保険・共済事業に携わる経営者に求められる資質・要件が変化することを意味している。

そして、財務健全性の確保という視点からも経営情報のディスクローズは重要になる。前述した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書で述べられている第 3 の柱「情報開示」は、財務健全性に関する消費者と社会からの監視を強めることを意味している。共済連の支払余力比率は民間保険会社と比較して十分な水準にある。このことを組合員、消費者と社会に正確に伝え信頼性を高める活動は重要である。現在では保険会社・共済といった保障事業者は給付やサービスの充実だけでは、消費者・組合員が求める安心をお届けすることはできない。甚大な被害をもたらす大災害、パンデミック

や経済恐慌が発生しても、共済金の支払いに問題がないという別の安心をお届けすることが求められる。地域、職業、職場でつながる特定の者を対象とする共済においても、不特定多数の消費者を対象とする民間保険会社と同一水準までディスクローズの範囲を広げることが望ましい。さらには、ディスクローズの充実によって共済経営の透明性の確保と財務基盤状況の開示を進めることが、組合員が共済運営に参加しているという意識を高めることにつながると考える。

参考文献

- 植村信保(2009)「保険会社経営の健全性確保について」保険学雑誌、第 604 号 pp.61-74
江澤雅彦(2009)「保険と共済の「境界」について」保険学雑誌、第 605 号 pp.13-32
大塚忠義(2021)「生協共済連における ERM の意義」生活協同組合研究、第 548 号 pp29-36
金融庁(2007)「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」
金融庁(2009)「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」
金融庁(2020)「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書
金融庁(2022)「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」報告書
厚生労働省(2017)「共済事業向けの総合的な監督指針」
生協共済研究会(2011)「21 世紀の生協の共済に求められるもの」コープ出版
生協共済研究会(2021)「生協共済の未来へのチャレンジ」東信堂
日本共済協会編(2022)「共済年鑑 2023 年版(2021 年度事業概況)」
保険研究所 (2022)「インシュアランス生命保険統計号令和 4 年版」
米山高生(2021)「経済価値ベースの保険経営と共済 ー有識者会議報告書から考える」共済と保険、第 749 号 pp10-15